

## 【移住先の要件】移住支援金就業要件チェック表

該当する就業先の要件をすべて満たす必要があります。

□については、いずれかに該当する必要があります。

就業先

### 移住支援金対象求人に応募・就職

- 支援対象求人として掲載された事業所である。
- 上記の求人への応募日が、マッチングサイトに移住支援金の対象求人として掲載された日以降である。
- 就業者の3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている事業所への就業ではない。
- 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて対象事業所に就業している。
- 当該事業所に、移住支援金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有している。
- 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規に雇用される。

### 自営での農林漁業に就業

移住支援金については対象外

→【移住先の要件】ひなた暮らし移住支援金就業要件チェック表へ

### 農林漁業や医療福祉の個人経営事業所に就職（人材確保支援策を活用）

移住支援金については対象外

→【移住先の要件】ひなた暮らし移住支援金就業要件チェック表へ

### 宮崎県起業支援事業の交付決定を受けた起業

- 申請日以前の1年以内に宮崎県起業支援事業の交付決定を受けている。

### 上記以外の起業

移住支援金については対象外

→【移住先の要件】ひなた暮らし移住支援金就業要件チェック表へ

### 事業承継

移住支援金については対象外

→【移住先の要件】ひなた暮らし移住支援金就業要件チェック表へ

### 専門人材（プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業）として就職

- プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して移住・就業している。
- 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在している。
- 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職している。
- 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有している。
- 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用である。
- 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でない。

次ページへ続く

### テレワーク

- 自己の意思により移住（住民票を異動）し、移住元での勤務先の業務を引き続き行っている。
- 地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から資金提供されていない。

### 関係人口

- 40歳未満の者（世帯での移住にあっては、世帯主又はその配偶者のいずれかが40歳未満である者）又は中学生以下の子どもを養育している者
  - 移住後の就業先が決まっている者（転勤による移住を除く。）  
申請時点で3ヶ月を経過
  - 次のいずれかに該当する
    - (1) 過去に西都市に住所を有していた者
    - (2) 転入日において、3親等以内の親族が1年以上西都市に住所を有している者
    - (3) さいとファンクラブ会員（以下のいずれかに該当）
- 西都市への転入以前に、株式会社カヤックが運営する移住スカウトサービス「SMOUT」において、西都市が管理するアカウントとつながりがある当該サービス利用者  
[SMOUT（宮崎県西都市）](#)
- 西都市が管理する西都市移住相談登録カードの登録者かつ西都市が運営する西都はじめるプロジェクト公式インスタグラムの登録者  
[西都市移住相談登録カード登録フォーム](#)  
[西都はじめるプロジェクト公式インスタグラム](#)